# 外国税額控除制度の彼此流用について

古賀款久

### 1. はじめに

開放経済において法人税」の在るべき姿を考える際に、まず念頭に置く必要があるのは、経済厚生上望ましいとされる居住地主義法人税。が、様々な理由。により、現実の経済では実質的に源泉地主義の性格を持っており国際的二重課税発生の根源となっている点である。また、このような源泉地主義的な法人税は、多国籍企業(Multinational-Corporation以下 MNC と略す)に様々な節税行為を許す温床となっている点も指摘すべきであろう。もちろん Tax-Haven 国等を利用した節税行為そのものは、各国間の税引後収益率を平均化させる機能を持ち合わせている。ので必ずしも規制される必要はないが、実際には、節税を目的とした投資が行われており、それが全世界的な資本の流れに歪みを与えている可能性がある。さらに MNC の租税回避行動が、各国法人税における課税ベースを浸食していることも、事態を深刻化させている。したがって長期的な目標は、各国が協調的な租税政策を通じて居住地基盤の法人税を徹底させるということになるであろうが、短、中期的な政策。としては、外国税額控除制度などの既存の制度のもたらす経済厚生上の弊害を少しでも軽減することにあると考えられる。

各国の国際課税制度(特に外国税額控除制度)が MNC の投資水準にもたらす影響について考察した既存の研究としては、まず Horst [1977] が挙げられる。Horst は、米国 MNC の海外子会社と米国国際課税制度の関係を、主にDeferral 制度を中心に考察した後に、MNC の海外子会社の投資水準は、投資国の法人税制のみならず本国法人税制からも影響を受けることを明らかにした。特に、Deferral 制度の廃止は、国外子会社から国内親会社に投資資金が送還される可能性があることを指摘した。これに対して Hartman [1985] は、海外

子会社が、限界的な投資資金を内部留保資金によって調達できる成熟企業であるならば、この子会社の限界的な投資決定は本国法人税からは独立であることを示し Horst とは対照的な政策的インプリケーションを得た。 Hartman-Result は、いわゆる New-View(あるいは Trapped-Equity モデル)とも密接に関連し、法人税が企業の投資行動に及ぼす影響をで考える上で有益な分析手段となるだけでなく、現実的な含意にも豊富である点を評価され、先駆的研究として位置づけられている。しかし一方で、Horst ならびに Hartman は、本国および外国の二国からなる経済を想定して、外国税額控除制度ならびに Deferral 制度の考察を進めており、三国モデルで初めて生じる外国税額控除制度の特徴的な性質ないしは固有の問題である「彼此流用問題」については一切検討していないなど課題も残っている。

この様な流れを汲んで、本稿では、外国税額控除制度に関する今日的な問題である「彼此流用問題」に焦点を当てながら、多国籍企業の資本コストが一国の税制から如何なる影響を受けるかについて、若干の考察を試みる。その際、特に、上述した Hartman [1985] の研究(以下 Hartman-Result と略す)を分析の統一的視座としながら、開放経済における国際租税制度ならびに租税政策について検討する。なお本稿の構成は以下の通りである。まず、2節では、本稿の分析が依拠する三国経済モデルについて解説する。また、続く3節では、本稿の分析が依拠する三国経済モデルについて解説する。また、続く3節では、分析指針となる Hartman-Result を、基本モデルを通じて導き、4節以降の分析の柱とする。4節では、外国税額控除制度について概要を説明し、控除限度額および控除限度枠の設定方式について紹介し、一括限度額方式と国別控除方式の相違を、多国籍企業の資本コストの観点から整理する。5節では、本稿で展開された議論をまとめ、今後の課題について検討する。

## 2. 基本モデル

本稿が念頭におく世界経済は、高税率国、本国ならびに Tax-Haven 国の三国。から構成される。各国政府は、企業所得に対して法人税  $^7$  を課すが、それらの間には  $u^H>u^*>u^L$  の関係が成立すると仮定する。本国株主により所有される当該多国籍企業は、高税率国、およびに、Tax-Haven 国に設立した海外子会社。を通じて生産活動を行い、税引後の法人所得を配当所得。として本国在住の株主に送還する。ここで、高税率国子会社の生産関数  $^{10}$  を 、 $F_c^H(X_t)$ 

投資額を $I_n$ , および納税すべき法人税額を $T_n^\mu$ で表すと、本国株主に送還可能な配当所得 $D_n^\mu$ は(1)式として定式化される。

(1) 
$$D_t^H = F^H(X_t) - I_t - T_t^H$$

ここで上述(1)式に関して若干の補足説明が必要である。まず第一に,(1)式に示されているように、本稿が考察の対象とする高税率国子会社は、投資費用の全額を自己資金(内部留保資金)によって調達することのできる成熟企業であり、本国株主からの資金注入や、高税率国資本市場からの借り入れを通じた資金調達の可能性については省略している。第二に強調しなければならないのは、配当所得を(1)のように「収益と、投資費用との差額、あるいは残余(residual)」として捉える限り、配当課税は、lump-sum-taxとなり、限界的な投資決定には影響を及ぼさない<sup>11</sup>、という特質である。以上の二点は、後述する Hartman-Result および資本コストを考察する際に重要な前提となる。

続いて高税率国法人税について言及する。高税率国政府は,子会社が支出した投資費用に対し,毎期,法定償却率 $\alpha^{H}$ で償却することを認めているとする。 $\hat{X}$ , を,海外子会社が過去のある時点 $\tau$ からt期までに支出した投資支出の中で未だ償却されていない費用の累積額とすれば,税務当局が,子会社に対してt期に償却費用として認める投資支出は $\alpha^{H}\hat{X}$ , と表せる。したがって海外子会社が高税率国税務当局に納める法人税額は,(2)式のように,課税所得(収入から減価償却費を所得控除した額と定義)に法人税率 $u^{H}$ を掛けた額,と記述することができる。以上の議論を整理すると,

(2) 
$$T_t^H = u^H (F^H(X_t) - \alpha^H \hat{X}_t)$$

(3) 
$$\hat{X}_t = \int_{\tau}^{t} I_s e^{-\alpha^{n}(t-s)} ds$$

一方,Tax-Haven 国で操業する海外子会社 $^{12}$  は,高税率国子会社から移転された生産要素 $^{13}$   $X_i$  を生産関数 $^{14}$   $F^L(X_i)$  に投入して収益を得る未成熟企業であり,生産要素の移転に際し生じる費用についても高税率国子会社に負担させると仮定する。Tax-Haven 子会社の生産過程は投資支出を含む一切の費用を伴わないので,課税所得算定時にも減価償却費等の所得控除は認められない。したがって Tax-Haven 子会社が法人税納税後に本国株主に送還できる配当所

得 $^{15}$   $D_c^L$  は(4) 式で、また納税すべき法人税額  $T_c^L$  は(5)式で表される。

- (4)  $D_t^L = F^L(X_t) T_t^L$
- $(5) \quad T_t^L = u^L F^L (X_t)$

(6) 
$$\Pi_t^H = F^H (X_t - \alpha * \hat{X}_t)$$
$$\Pi_t^L = F^L (X_t)$$

と書き表すことができる。(3) 式同様、過去に投下された投資支出の中で t 期時点で未だ償却されていない投資費用の累積額 $\hat{X}_t^*$ は(7) 式で表現される。

(7) 
$$\hat{X}^* = \int_{\tau}^{t} I_s e^{-\alpha \cdot (t-s)} ds$$

## 3. Hartman-Result と多国籍企業の資本コスト

本節では,以下の議論の指針となる Hartman-Result について二国モデルの枠組みの中で簡単に検討する。その際,特に,外国税額控除制度と多国籍企業の資本コストとの関係に焦点をあて議論を整理することにしたい。なお,三国モデルに於ける Hartman-Result ならびに MNC の資本コストに関する考察については次節以降で行うことにする。本国税務当局は,国際的二重課税の回避措置として外国税額控除制度『(Foreign-Tax-Credit)を採用しているとする。

外国税額控除制度の下では、海外から本国に送られる所得に対して、それが低税率国からの送還所得であれば本国で納税すべき法人税額と外国税額との差額を追徴されるが、高税率国からの送還所得であれば一切の追加的課税を行われない<sup>18</sup>。したがって本国株主が最終的に受け取る所得は;

$$(8) \quad D_t^W = D_t^H$$

高税率国子会社の各期の投資水準が、株価を最大 $^{19}$  にするように決定されると考えるならば、われわれは、次式(9)で与えられる企業の割引現在価値 $V_t$  を制約式(0)および(1)の下で $I_t$ について最大化すればよいことになる $^{20}$ 。

(9) 
$$V_t = \int_{-\infty}^{\infty} D_s^w e^{-\rho (s-t)} ds$$

$$(10) \quad \dot{X}_t = I_t - \delta X_t$$

(11) 
$$\hat{\hat{X}}_t = I_t - \alpha^H \hat{X}_t$$

上述の最適化問題に関して一階条件を整理すると、MNCの資本コストは、

(12) 
$$\frac{dF^{H}}{dX_{t}} = \frac{(\rho + \delta - \hat{q})(1 - u^{H}Z)}{1 - u^{H}} \qquad Z = \int_{t}^{\infty} \alpha^{H} e^{-(\alpha^{H} + \rho)(s - t)} ds$$

となる。ただし、ここで  $\delta$  は経済的な資本減耗率、 Z は depreciationallowance の割引現在価値、 q は資本のシャドープライスを表す。(12)式からも明らかなように、高税率国子会社の限界的投資水準は、高税率国の法人税のみに依存し、本国の法人税制からは独立である(Hartman [1985])。本国において一切の追加的な課税が行われない以上、これは当然の帰結であるが、たとえば、低税率国からの送還所得に対して本国で追加的な課税が行われる場合であっても、1)当該海外子会社の投資費用が内部留保資金を通じて行われ $^{21}$ 、さらに、2)両国政府の定めるの課税所得が一致しているならば、同種の中立性(本国法人税の中立性)が成立する $^{22}$ 。これは、前章でも議論したように、本国法人税が、送還された配当所得に課される「配当課税」としての効果しか持たないうえに、配当課税それ自体も、両国の課税所得が一致する限り一定の値 $^{22}$ をとるためである。

ここで、Hartman-Result の持つ政策的含意について若干言及することにしたい。たとえばしばしば議論となる Deferral 制度<sup>24</sup> についても、われわれは、Hartman-Result を通じて明快な解答を得ることができる。Hartman-Resultによれば、MNCの海外成熟子会社は、本国税制からは独立に「限界的な資金を海外で再投資するか、あるいは本国に送還するか」に関しての意思決定を行うことができる。したがって本来ならば本国で、より効率的に活用できたであろう海外子会社の投資資金が、Deferral 制度によって海外に停留し、その結果資本の世界的な効率的配分が妨げられる、という議論は説得力を持たなくなる。同様に、例え本国が、海外直接投資を促進するために税制上の優遇措置を取ったとしても、優遇の対象が成熟子会社であるかぎり、そのような政策が効力を発揮することはない。

これまでの議論からも明らかなように、Hartman-Result は、一国の国際課税制度(特に外国税額控除制度)が国際資本移動に及ぼす影響を考察する上で、非常に有益な視座を提供している。しかし同時に、Hartman-Result は、本国および外国の「二国」から構成される世界経済において外国税額控除制度を議論した結果得られた結論であり、三国以上の世界経済で初めて生起する問題25 一外国税額控除制度に付随する最も特徴的な現象である Cross-Crediting あるいは Averaging については言及していない。そこで次章では、まず従来の分析枠組みを三国モデルに拡張した後に、外国税額控除制度と MNC の資本コストについて、主に彼此流用に注目して議論することにしたい。

## 4. 外国税額控除制度と多国籍企業の資本コスト

外国税額控除制度は、国際的二重課税問題の解決手段として、日本をはじめ 米国、英国、ドイツを含む多くの国々で採用されている。以下 4.1 では、外国 税額控除制度の持つ性質について、わが国の制度を例にとり概観する。その際、 特に控除限度額ならびにその設定方法に注目し議論を進めることにする。また、 本稿の中心的な話題である外国税額控除制度の彼此流用問題(あるいは Averaging)と MNC の資本コストについては 4.2 で、国別限度額方式における MNC の資本コストついては、4.3 で、それぞれ Hartman-Result と関連させ て考察する。

### 4.1 外国税額控除制度の概要

わが国の外国税額控除制度は、1) 外国税額直接控除制度<sup>26</sup>、2) 外国税額間接控除制度ならびに、3) みなし外国税額控除制度<sup>27</sup> から構成される。外国税額直接控除制度は、日本の居住者及び本国法人が外国政府に直接支払った所得税額および法人税額を、本国で支払う所得税(法人税ならびに住民税) から控除する制度である。一方、外国税額間接控除制度は、本国法人が外国子会社から配当所得を受け取った際に、外国子会社および外国孫会社が支払った外国法人税額のうち配当所得が負担したとされる金額<sup>28</sup> について、親会社である本国法人が自ら納付したものとみなして、外国税額控除を認める制度である。外国税額間接控除制度は、海外事業所を支店の形態で設立した本国法人と海外子会社の形態で設立した本国法人の、実質的な税負担が均等化するように配慮した制度であり、外国税額直接控除制度を補完していると考えられる。なお、外国税額間接控除の対象は、外国子会社及び外国孫会社までであり、外国曾孫会社以降への適用は認められていない。

ところで外国税額控除制度の最大の特徴は、控除限度額28 ならびにその設定方式にある。これまでの議論からも明らかなように、外国税額控除制度は、高税率国からの送還所得には本国納税額を税額控除の上限と設定している一方で、低税率国所得の負担した外国税額には全額控除を認めている。控除限度額に見られる非対称性そのものは、国際的な資本の効率的配分を阻害することにはならないが、限度額を決める際に用いられる控除方式次第では、海外子会社の投資決定のみならず、さらには世界的な資本の配分をも大幅に歪める可能性を有している。特に、日本をはじめ多くの国々で採用されている一括限度方式は、MNCに Tax-Haven 国を通じた節税のインセンティブを与え、国際的資本移動に重大な影響を及ぼすと予想されるので、この点に焦点を当てて以下の項目で論ずることとしたい。

### 4.2 一括限度方式と MNC の資本コスト

控除限度額の上限を設定する方法には、国別限度方式と一括限度方式とがある。国別限度方式は、各国国外所得毎に控除限度額を設ける方式であり、後述する控除限度枠の彼此流用(Cross-Credit)を引き起こすことはない。しかし、1)国別に控除限度額設定の際に国外所得あるいは費用に関する詳細な資料を

必要とする点, 2) 海外法人に納税協力を要請しなければならない点等, 税務 執行上困難が伴う。他方, 一括限度方式は, 国別所得に関する細かな調査を必 要としない点で行政費用の安い方法と言えるが, 反面 MNC に彼此流用のイン センティブを与えるなど問題点も多い。

一括限度方式の下では、本来ならば控除できないはずの外国税額(高税率国で納めた税額と本国税額との差額あるいは超過額)を、低税率国所得に与えられた控除限度余裕枠で使って控除することが可能となる。冒頭でも既に指摘したように、本国政府に納められる税額が減少する点を除けば、このような彼此流用(Cross-Credit)それ自体は、各国間の資本収益率を均等化させる作用を持ち「資本輸出の中立性」の観点からも望ましいと考えられる。さらには、彼此流用は、MNCの実質的な税負担を軽減させ投資機会の豊富な高税率国への資本移動を促進する機能をも持つ。しかし、実際には、控除余裕枠を創設するために、必ずしも収益性の優れない地域に投資を行うといった本末転倒の事態が生じており、しかもこの様な現象は、全世界的な資本の効率的配分を損なう危険性がある。以上、彼此流用問題は、外国税額控除制度および国際資本移動を考える上で非常に重要なテーマと言える。そこで以下では、既に紹介した基本モデルを用いて、上記の彼此流用問題のを定式化し、本国税制が資本移動に及ぼす影響を検討してみることにしたい。

本国株主は、高税率国および Tax-Haven 国から配当所得を受領するが、本国課税納税後の配当所得は似立となる。

$$(13) \quad D_t^W = D_t^H + D_t^L - T_t^*$$

なお $T_t^*$ は、本国で納税すべき法人税額で、次式(14)で与えられる。

$$(14) \quad T_{t}^{*} = \frac{u^{*}(\prod^{H} + \prod^{H})}{\prod^{H} + \prod^{L} + T_{t}^{H} - T_{t}^{L}} (D_{t}^{H} + D_{t}^{L}) - \frac{T_{t}^{H}}{\prod^{H} - T_{t}^{H}} D_{t}^{H} - \frac{T_{t}^{L}}{\prod^{L} - T_{t}^{L}} D_{t}^{L}$$

本国に送還された配当は外国法人税支払後の所得であること、および、控除 限度額は国外所得が外国政府に納めた法人税額を基準に設定されることを考慮 すると、本国税務当局の最初の仕事は、それぞれの配当所得についてグロスの 国外所得を計算することである。

前述したように、外国税額控除制度は、本国に送還された配当所得に対して、 外国直接税額ならびに外国間接税額(Deemed-to-be-paid)の控除を認めてい る。なお本稿では,源泉徴収税などの外国所得税を全て省略しているので,以下間接税額控除のみを考慮すればよい。配当所得の納めた外国法人税額は,グロスの配当所得(配当所得に外国法人税を Gross-up した額)に外国法人税率を掛け合わせた額である。したがって両配当所得の納税外国法人税額は,(M式第二項および第三項で示される。 $D_t^H$  ならびに  $D_t^L$  の係数を,本国税法に基づいて再計算された「外国法人税の実効税率」と考えるならば,(14) 式第二項および第三項は,それぞれの配当所得について認められる間接控除税額  $^{31}$  となる。

これに対して、一括限度方式の認める控除限度額は総国外所得(Gross-up後の両配当所得の合計)に本国法人税率を乗じた額であり、(14)式の第一項で示される。なお控除限度額は、本国税法の適用を受けて平均化された国外配当所得に、本国法人税率を課した値とも解釈される。問題となる控除余裕枠の彼此流用は、高税率国で納めた外国税額をTax-Haven国所得に対して賦与された限度額余裕枠から控除することによって完成する。(14式に沿って考えるならば、彼此流用は第一項の控除限度額から、第二、第三項で表される各外国税額を差し引くプロセスに示されている。以上から、彼此流用後に、本国株主の手にする配当所得は、(15)式となる。

(15) 
$$D_t^W = (1 + \sigma^H) D_t^H + (1 - \sigma^L) D_t^L$$

なお、ここで $\sigma$   $^{\mathrm{H}}$ および $\sigma$   $^{\mathrm{L}}$ は、本国送還税 $^{\mathrm{33}}$ と呼ばれる配当税率である。

(16) 
$$\sigma_{t}^{H} = \frac{T^{H}}{\prod^{H} - T_{t}^{L}} - \frac{u^{*} (\prod^{H} - \prod^{L})}{\prod^{H} - \prod^{L} - T_{t}^{H} - T_{t}^{L}}$$

(17) 
$$\sigma_{t}^{L} = \frac{u^{*} (\Pi^{H} + \Pi^{L})}{\Pi^{H} + \Pi^{L} - T_{t}^{H} - T_{t}^{L}} - \frac{T_{t}^{L}}{\Pi^{H} - T_{t}^{L}}$$

前述(9) 同様,総配当所得(5)から企業価値を導き制約式(10)(11) および $\dot{X}_t^* = I_t - \alpha * X_t^*$ の下で最大化すると,MNCの資本コスト(18) が求められる。

$$(1+\sigma^{H})(1-u^{H}-\Omega^{H})\frac{dF^{H}}{dX_{t}}+(1-\sigma^{L})(1-u^{L}-\Omega^{L})\frac{dF^{L}}{dX_{t}}=(\rho-\delta-\hat{q})(1-A)$$

$$\begin{split} &\Omega^{H} = D^{H} \big[ \big\{ u^{H} - \frac{u^{*} \cdot (1 - u^{H}) \cdot (\Pi^{H} + \Pi^{L})}{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})} (1 - u^{H}) \big\}_{\underbrace{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})}^{1}} \\ &- \big\{ \frac{u^{H}}{\Pi^{H} - T^{H}} - \frac{(1 - u^{H}) T^{H}}{(\Pi^{H} - T^{H})^{2}} \big\} \big] \\ &+ D^{L} \big[ \frac{u^{*}}{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})} - \frac{u^{H} \cdot (1 - u^{H}) \cdot (\Pi^{H} + \Pi^{L})}{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})} \big] \\ &\Omega^{L} = D^{L} \big[ \big\{ u^{H} - \frac{u^{*} \cdot (1 - u^{H}) \cdot (\Pi^{H} + \Pi^{L})}{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})} \big\} - \big\{ \frac{u^{H}}{\Pi^{H} - T^{H}} - \frac{(1 - u^{H}) T^{H}}{(\Pi^{H} - T^{H})^{2}} \big\} \big] \\ &+ D^{H} \big[ \frac{u^{*}}{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})} - \frac{u^{H} \cdot (1 - u^{L}) \cdot (\Pi^{H} + \Pi^{L})}{(\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L})} \big] \\ &A = \lambda_{I} + \lambda_{I} = \int_{t}^{\infty} u^{H} \alpha^{H} \Lambda_{t}^{H} e^{-(\rho + \alpha^{H}) \cdot (s - t)} ds + \int_{t}^{\infty} u^{*} \alpha^{*} \Lambda_{t}^{L} e^{-(\rho + \alpha^{*}) \cdot (s - t)} ds \\ &\Lambda_{t}^{H} = (1 + \sigma^{H}) + \frac{u^{*} \cdot (\Pi^{H} + \Pi^{L})}{\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L}} \big[ D^{H} - D^{L} \big] - D^{H} \frac{(1 + T^{L})}{\Pi^{H} - T^{H}} \\ &\Lambda_{t}^{L} = \big[ \frac{(T^{H} + T^{L})}{\Pi^{H} + \Pi^{L} - T^{H} - T^{L}} \big] \big[ D^{L} - D^{H} \big] + \frac{T^{L}}{\Pi^{L} - T^{L}} \frac{D^{H}}{u^{*}} \end{split}$$

ここで、 $\Omega$ <sup>H</sup>ならびに $\Omega$ <sup>L</sup>は Tax-Factor、qは資本のシャドープライス、Aは depriciation-allowance の割引現在価値である。(18)式左辺は高税率国および Tax-Haven 国子会社における資本の税引後限界生産性であるが、両国の限界生産性が同時に表れているのは、本稿で想定した生産要素に、公共財的な側面があるためである。すなわち本モデルでは、高税率国子会社の投資が増大し資本蓄積が促進されれば、同時に Tax-Haven 国子会社から送還される所得も増大するようになっている。

さて、ここで (18) 式を Hartman-Result( $\Omega$ )と比較してみよう。 (18) で表される MNC の資本コストは、1) 本国、高税率国ならびに Tax-Haven 国の法人税率だけでなく、2) 本国および高税率国の法定減価償却率に依存する。 すなわち、高税率国子会社における限界的投資決定は、追加的な投資資金を「配当」として本国に持ち帰った場合に負担しなければならない本国送還税 $\sigma$ の大きさ

に依存している。ここで注意を要するのは、Hartman-Result (12) で得られた本国送還税が一定値を取ったのに対して、(16)式に示される本国送還税 $\sigma$  H および $\sigma$  L は、三国の法人税率と、本国及び高税率国の各減価償却率から影響を受けている点である。これは、本国および高税率国の課税所得に相違があること  $^{34}$ 、および一括限度方式によって両外国の所得が平均化されていること、の二つの要因によって引き起こされている。また、控除限度枠の彼此流用による実質的税負担の軽減効果も、本国送還税の実効税率の変化を通じて海外子会社の投資決定に波及すると思われる。

以下まず、本国減価償却制度が、海外子会社の投資決定に及ぼす影響を検討する。本国政府が高税率国政府よりも寛大な減価償却率を認めている場合には、本国送還税の実効税率の低下を通じて配当送還のインセンティブが働き、高税率国限の限界的投資は減退する可能性をもつ。しかし反面、過大な減価償却額は本国税法に於ける高税率国所得を減少させ外国税額控除限度額を縮小させる働きを持つ³5。これに対して、Tax-Haven 国所得に与えられた控除限度額は、本国の減価償却率には影響を受けないので、高税率国所得に与えられた控除限度額の縮小は、控除限度額総額の縮小につながりる。これは、彼此流用の可能性を狭め相対的に本国送還を不利にするため、結果として高税率国子会社の再投資を促進させると考えられる。したがって本国減価償却率が高税率国に於ける投資を促進するか否かは、上述した2つの効果の大きさに依存すると言える。

他方、本国法人税率の上昇は、Tax-Haven 国所得に賦与される控除限度額を拡大させ、彼此流用のインセンティブを刺激する。しかし同時に、法人税率の上昇は減価償却引当金額(Depriciation-Allowance)増加による法人所得の縮小を引き起こし、結果的には高税率国に与えられる控除限度額を減額することになる。控除限度額の増減は本国送還税を介して海外子会社の資本コストを変化させるが、法人税上昇によるネットの効果は双方の大小関係に依存する。したがって、彼此流用を許す一括限度額方式が採用される三国経済においては、Hartman-Result は、必ずしも成立しない。

#### 4.3 国別限度方式と MNC の資本コスト

国別限度方式が採用された場合、控除限度額はそれぞれの国外所得に対して 設定される。このため、本国株主は、Tax-Haven 国所得に与えられた控除限 度額の余裕枠を,高税率国税額の控除に流用して実質的な税負担を軽減することができないのみならず,Tax-Haven 国所得についても本国法人税率の適用を迫られる。その結果,本国株主が受領できる課税後配当所得  $D_t^w$  は (19),求めるべき資本コストは (21) となる。なお引き続き(20)式 $\sigma^L$  は本国送還税である。

(19) 
$$D_t^W = D_t^H + (1 - \sigma)D_t^L$$

(20) 
$$\sigma^{L} = \frac{u^* \prod^{H} - T_t^{L}}{\prod^{L} - T_t^{L}} = \frac{u^* - u^{L}}{1 - u^{L}}$$

(21) 
$$(1-u^H) - \frac{dF^H}{dX_t} + (1-u^*) - \frac{dF^L}{dX_t} = (\rho + \delta + \hat{q})(1-u^HZ)$$

MNCの資本コストは、左辺第二項を除けば、(12)式で導いた Hartman-Result に一致する。そればかりか、本国送還税も(20)に示される通り定数となる。国別控除方式の下では、控除限度額の彼此流用を通じた節税の余地は存在しない上に、高税率国からの送還所得に対する課税は一切行われないので、送還所得に課される配当税率あるいは本国送還税の実効税率が一定値を取るのはある程度予想される結果である。さらに、本国送還税それ自体は本国法人税にも依存しているが、高税率国の限界生産性からは独立であるので、本国法人税が高税率国子会社の限界的投資決定に及ぼす効果も間接的なものに留まる。ただし Hartman-Result における資本コストと国別限度方式における資本コスト(21)との大小は、(21)式第二項の大きさに依存する。

### 5. おわりに

本稿では、Hartman-Result を統一的視点として、外国税額控除制度とMNCの資本コストとの関係に焦点を当てて考察を行った。控除限度額の彼此流用を引き起こす一括限度額方式においては、MNCの限界投資は、投資の実施される高税率国法人税のみならず、本国法人税制からも影響を受けることが示された。しかし、本国法人税には相反する二つの効果が考えられるため、最終的に本国法人税が海外投資を減退させるか促進するかについては必ずしも明らかとはならなかった。同様に、本国および高税率国の減価償却率も、国外所得に設定される控除限度額を変化させることによって、海外子会社の限界的な

投資決定に影響を及ぼすことが指摘された。ただしこの場合にも、本国減価償却率が高税率国子会社の資本蓄積に与える総合的な効果については、控除限度額の大きさならびに彼此流用を通じて軽減される税負担の大きさに依存することになり、総合的な効果は詳細な考察を通じた判断を待たねばならないこととなった。これに対して、国別控除方式における本国税制の影響は、Tax-Haven国の限界生産性への影響を通じた間接的なものであり、また、減価償却率の影響は一切発生しないことが結論として得られた。

外国税額控除制度として、一括限度額方式と国別控除方式とのいづれが望ましいかについては、依然として議論の余地が残る。しかし、1986年の税制改革を契機に米国政府が、移転価格税制%の強化とともに外国税額控除制度の彼此流用を規制する政策(具体的には国別限度額方式あるいは所得別控除方式の広範囲な適用)を打ち出したことは、世の趨勢としてMNCの節税行動による税収の遺漏のみならず国際的資本移動に与える歪みを深刻に受けとめ始めていることを如実に表していると思われる。このような流れを汲むならば、日本においても、移転価格税制ならびにTax-Haven対策税制をと並行して外国税額控除制度の、特に一括限度方式の再検討が急務となろう。

ところで、各国法人税制は、居住地主義を基本理念にしているにも関わらず様々な要因によって、実質的には源泉地主義を採用していることは既に指摘した通りである。また MNC の国際的租税回避が、現実経済で見られる源泉地主義と居住地主義の混在が原因で引き起こされている可能性があることも上述した。このことから、MNC の節税誘因を全て断ち切るためには、各国税務当局が、国際課税制度あるいは法人税制として居住地主義を徹底させる必要がある³7が、行政費用を考慮すると、これは、長期的な政策とならざるを得ない。従って、より現実的な政策としては、国別限度方式の採用とともに、各国の法定減価償却率³8ならびに法人税率を均等化させ(したがって課税所得の差異を縮小させる)、Hartman-Resultが成立するような土壌を作ることが要求される³3°。

ただし Hartman-Result が保証されたとしても、海外子会社の投資決定は高税率国法人税による歪みを受け続けることに注意したい。さらに、Hartman-Result のもとで達成できるのは「資本輸入の中立性」であり、「資本輸出の中立性」ではないことにも留意する必要がある。ここで、厚生損失のみを配慮す

れば、中立的な法人税として Cash-Flow 法人税を提唱することも可能であるが、Cash-Flow 法人税は各国法人税率の均等化までは要求しないため、依然として MNC の節税インセンティブは解消されない<sup>40</sup>。したがって、開放経済における法人税の在り方については、更なる議論が必要となろう。以上、三国以上の経済を想定した場合には、海外子会社の投資決定は本国税率からは必ずしも独立ではないことになるが、この結果は Hartman-Result の有用性を減じるものではない。それどころか、これまでの議論を通じて強調してきたように、Hartman-Result は、引き続き、外国税額控除制度、ひいては国際課税制度と国際資本移動を考える際の、貴重なベンチマークになると思われる。

### 参考文献

- [1] Altshuler, Rosanne and T. Scott Newlon. [1993] "The effects of U.S. tax policy on the income repartriation patterns of U.S. multinational corporations." in Studies in International Taxation. edited by Alberto Giovannini, R. Glenn Hubbard, and Joel Slemrod.
- [2] Altshuler, Rosanne and Paolo Fulghieri. [1994]. "Incentive effects of foreigh tax credits on multinational corporation." National Tax Journ al.XLVII
- [3] Alworth, Julian. [1988]. The finance, investment and taxation decisions of multinationals. Oxford, U.K.: Basil Blackwell
- [4] Auerbach, Alan J. [1979a] "Wealth Maximization and the Cost of Capital." Quarterly Journal of Economics 93: 433-446
- [5] Auerbach, Alan J. [1979b] "Share valuation and corporate equity policy." Journal of Public Economics. 11: 291-305
- [6] Auerbach, Alan J. [1983] "Taxation, Corporate Financal Policy and the Cost of Capital." Journal of Economic Literature 21: 905-40
- [7] Auerbach, Alan J. and James R. Hines, Jr. [1988] "Investment tax incentives and frequent tax reforms." American. Economic. Reveiw. vol.78 no.2
- [8] Auerbach, Alan J. [1989] "Tax reform and adjustment costs; The impact on investment and market value." International Economic Review. 30. No.4.: 939-962
- [9] Auerbach, Alan J. and Kevin Hassett [1992] "Tax policy and busuness fixed investment in the United States." Journal of Public Economics 47: 141-170
- [10] Auerbach, Alan J. and Kevin Hassett. [1993] "Taxation and foreign

- direct investment in the United States: A Reconsideration of the evidence." in Studies in International Taxation. edited by Alberto Giovannini, R. Glenn Hubbard, and Joel Slemrod.
- [11] Bond, W. Eric. [1980] "Tax holidays and industry behavior." The Review of Economics and Statistics vol. : 88-95
- [12] Bond, W. Eric and Larry Samuelson. [1986] "Tax holidays as signals."

  American Economic Review vol. 76 no. 4: 820-826
- [13] Bordway, Robin and Neil Bruce. [1979] "Depreciation and interest deductions and the effect of the corporation income tax on investment." Journal of Public Economics 11: 93-105
- [14] Bordway, Robin and Neil Bruce. [1984] "A general proposition on the design of a neutral busuiness tax." Journal of Public Economics 24: 231-239
- [15] Bordway, Robin, Neil Bruce and Jack Mintz. [1983] "On the Neutrality of flow-of -funds corporate taxation." Economica. 50: 49-61
- [16] Bordway, Robin and Neil Bruce. [1992] "Problems with Integrating Corporate and Personal Income Taxes in an Open Economy." Journal of Public Economics 48: 39-66
- [17] Damus, Sylvester, Paul A.R. Hobson and Wayne R. Thirsk. [1991] "Foreign tax credits, the supply of foreign capital, and tax exporting: A numerical general equibrium model of corporate tax reform in Canada." Journal of Public Economics 45:29-46
- [18] Feldstein.S Martin. [1983]. Capital Taxation. Harvard University
- [19] Feldstein.S Martin. [1974] "Corporate taxation and dividend behaviour" Review of Economic Studies
- [20] Giovannini, Alberto and James R. Hines Jr. [1991] "Capital flight and tax competition: Are there viable solutions to both problems?" in European Financial Integration. edited by Alberto Giovannini and Colin Mayer: 172-220 CEPR
- [21] Gordon, Roger H. [1992] "Can capital income taxes survive?" Journal of Finance 47: 1159-80
- [22] Gravelle, Jane G. [1994] The Economic Effects of Taxing Capital Income MIT Press
- [23] Gravelle, Jane G. [1995] "The corporate income tax: Economic issues and policy options." National Tax Journal. vol. XLVIII no.2: 267-277
- [24] Green, Robert. [1993] "The future of source based taxation of the income of multinational." Cornell Law Reveiw. vol.79: 17-86
- [25] Grubert, Harry and John Mutti. [1994] "International aspects of corporate tax integration: The contrasting role of debt and equity flows."

- National Tax Journal
- [26] Hartmam, David. [1985] "Tax policy and foreign direct investment." Journal of Public Economics. 26: 107-21
- [27] Haskins, Matthew P. [1995] "The theory and politics of tax integration." Tax Notes, April 17, 1995
- [28] Hines, James R and R. Glenn Hubbard. [1990] "Coming home to America: Dividend repartriation by U.S.multinationals." in Taxation in the Global Economy edited by Assaf Razin and Joel Slemrod: 161-207 The University of Chicago Press
- [29] Hines, James R. [1988] "Taxation and U.S.multinational investment." in Tax Policy and the Economy 2: NBER MIT Press
- [30] Hines, James R. and Eric M. Rice. [1994] "Fiscal paradise: Foreign tax havens and American busuness." Quarterly Journal of Economics 94:
- [31] Hines, James R. [1991] "Credit and deferral as international investment incentives." NBER Working Paper #4191
- [32] Hines, James R. [1994a] "No place like home: Tax incentives and the location of R&D by American multinationas." in Tax Policy and the Economy 8: 65-104 edited by James M. Poterba NBER MIT Press
- [33] Hines, James R. [1994b] "Taxes, technology transfer, and the R&D activities of multinational firms." NBER Working Paper #4932
- [34] Hines, James R. and Kenneth Froot. [1994] "Interest allocation rules, financing patterns, and the operations of U.S. multinationals." NBER Working Paper #4924
- [35] Hoast, Thomas. [1971] "The theory of the multinational firm: Optimal behavior under different tariff and tax rate." Journal of Political Economy vol.79 no.5
- [36] Hoast, Thomas. [1977] "American taxation of multinaional firms." American. Economic.Reveiw. 67:376-89
- [37] Hubbard, R. Glenn. [1993] "Corporate tax integration: A view from the Treasury Department." Journal of Economic Perspectives. vol. 7 no.1
- [38] Janeba, Eckhard. [1995] "Corporate income tax competition, double taxation treaties, and foreign direct investment." Journal of Public Economics, 56: 311-325
- [39] Keen, Michael. [1993] "The welfare economics of tax co-ordination in the european community: A survey." Fiscal Studies vol.14 no.2 pp.15-36
- [40] King, Mervyn A. [1974] "Taxation and the Cost of Capital." Reveiw of Economic Studies 41: 21-35
- [41] King, Mervyn A. [1977] Public policy and the Corporation: London

- [42] Leechor, Chad and Jack Mintz. [1993]. "On the taxation of multinational corporate investment when the defferal method is used by the capital exporting country." Journal of Public Economics. 51: 75-96
- [43] Mintz, Jack and Thomas Tsiopoulos. [1994] "The effectiveness of corporate tax incentives for foreign investment in the presence of tax crediting." Journal of Public Economics. 55:
- [44] Owens, Jeffrey. [1993] "Globalization: The implications for tax policies." Fiscal Studies vol. 14, no.3, pp.21-44
- [45] Sinn, Hans-Werner. [1987]. Capital Taxation and Resource Allocation. Amsterdam: North-Holland
- [46] Sinn, Hans-Werner. [1991a]. "Taxation and Cost of Capital: The Old Veiw, The New Veiw and Another Veiw." In Tax Policy and the Economy 5 edited by James M. Poterba: 25-54 NBER MIT Press
- [47] Sinn, Hans-Werner. [1991b] "The Vanishing Harberger Triangle." Journal of Public Economics. 45: 271-300.
- [48] Sorensen, Peter Birch. [1995] "Chaging views of the corporate income tax." National Tax Journal: 279-295
- [49] Summers, H Lawrence. [1981]. "Taxation and corporate investment: A q-Theory Approach." Brookings Papers on Economic Activity. 1: 67-140
- [50] 今西芳治 [1994] 企業活動の国際化と法人税 (中央経済社)
- [51] 中里 実 [1994] 国際取引と課税(有斐閣)
- [52] 中村雅秀 [1995] 多国籍企業と国際課税 (東洋経済新報社)
- [53] 宮武敏夫 [1993] 国際租税法 (有斐閣)

#### 注

- 1 そもそも、何故開放経済において法人税が残存するのか、という議論がある。 資本移動が完全に近ければ、法人税の負担は、労働などの移動費用の高い生 産要素に転嫁されるはずである。しかも移動不可能な生産要素への課税はレ ント課税の側面をもつから、法人税を課すよりも厚生損失は遥かに小さい。 したがって開放経済においては、法人税は労働所得税等に代替されるべきで ある。この様な疑問に対しては、主に資本移動の不完全性を指摘する方向で 研究が進められている。しかし、法人税の存立根拠に関して明快な解答を用 意した研究は少ない。Gordon [1992] 参照
- 2 源泉地主義のもとでは、各国の代表的消費者に関する、異時点間の消費の限界代替率が均等化する。これに対して居住地主義のもとでは資本の限界生産性が各国間で一致する。Diamond-Mirreless [1971] 定理から、生産の非効率性は消費の非効率性よりも大きな厚生損失を引き起こすことが示されるが、これは生産の効率性を損なう源泉地主義よりも、消費の効率性を歪める居住地主義の方が望ましいことをも意味している。詳しい議論については Keen

「1993〕を参照

- 3 Sorensen [1995] は、各回の法人税が源泉地ベースとして継続されている理由として、1) 労働等の移動費用の高い生産要素に全ての税負担を強いるのは政治的にも実現が難しいこと、2) MNC の生産要素の中には location-specific rent を発生するものもあり、それらに対する課税は必ずしも非効率的ではないこと、3) 資本輸入国にとっては源泉地課税を通した税収の移転が依然として魅力的であること、を挙げている。
- 4 Altshler-Newlon [1993]
- 5 Green [1993] は、Deferral と Cross-Creditinng が居住地ペースへの移行を妨げている二大要因であると主張している。全世界的な調整以前に米国が独自に行える方策としては、1)Sub-part F rule の拡張、および1)Consolidated Base の採用が挙げられる。1)は、不活性資金のみならず海外子会社の全所得を今期の課税対象とする政策で Deferral の特権を消失させる意図を持つ。これに対して、2)は海外子会社を支店であるかの様に取り扱い、利潤、損失とも今期の課税ベースに入れることを提案している。これにより、損失を他の低税率国に移転するインセンティブは失われる。しかし Cross-Creditind を防ぐためには、外国税額控除制度において全世界ベースから各国ベースへの移行が最重要となる。
- 6 本稿の基本モデルは、Leechor-Mints [1993] に於いて展開された二国モデルを三国に拡張したものとして位置づけられる。なお本稿では、単純化のために、財の価格は全て1とし、インフレの問題も捨象する。
- 7 海外に送金される配当所得には,通常法人税に加えて源泉徴収税も課されるが,本稿では,単純化のために法人税の効果のみに関心を絞る。制度および 法的側面に関する詳細については宮武 [1993] を参照。
- 8 本国親会社が、その発行済株式総数の25%以上を保有している外国法人を以下では海外子会社とする。
- 9 送金形態には、配当以外に支払利子、ロイヤリティーなども考えられる。法人段階で非課税となる支払い利子およびロイヤリティーは、配当送金よりも税負担の少ない支払方法と考えられるが、過大な利子支払いは過小資本規制により、またロイヤリティーを通じた所得移転は移転価格税制により規制されているため、いづれの形態が最適な送金手段であるかについては明らかではない。詳しくは Green [1993] Hines-Hubbard [1990] を参照。
- 10 生産関数については一回微分が正、二回微分が負を仮定する。
- 11 一般に、配当所得は、法人税ならびに配当所得課税を負担しなければならない点で、支払利子よりも不利な所得処分方法であると言われるが、実際には、多くの企業が、法人所得の大きな割合を配当として支払っている。「配当パラドックス」には、二通りの解答が可能である。第一の主張は、「配当支払いには、企業の経営状態を示すシグナルとしての機能があり、株主にとってこの非税務的な便益は、二重課税負担を補って余りあるほど大きい」とする考え

方である (Old-View)。これに対して第二の主張は、支払配当が内部留保資金の中で再投資に投下されない余剰分であると捉えるならば「配当課税は一括課税の性質を持ち、限界的な投資には影響を与えず、したがって二重課税も引き起こさない」と結論づけている(New=View)。批判をも含めた詳しい議論は、例えば Auerbach [1979a] [1979b] [1983] 、Bordway-Bruce [1992] 、Feldstein [1974] [1983] 、King [1974] 、Sinn [1987] [1991a] [1991b] 、Sorensen [1995] で展開されている。

- 12 Hines-Rice [1994] は、Tax-Haven の利用形態を二つに大別している。第一の形態は、Tax-Haven に所得を送金し出来る限り本国送金を遅らせる方法(Deferral 制度の利用) であり、第二の方法は Tax-Haven に生産拠点を設けて本国に於ける外国税額控除枠を拡大する方法である。本稿では、特に、後者に注目して考察を進める。Tax-Haven に関する研究として Bond [1980] Bond-Samuelson [1986] が挙げられる。
- 13 ブランド、ノウハウ等の公共財的な性質を持つ無形資産を想定する。MNC の無形資産あるいはR&D投資と国際課税制度との関係を分析した研究としては、Hines [1994a] [1994b]
- 14 TaxHaven 国子会社の生産関数についても一回微分が正,二回微分が負の仮定を置く。
- 15 TaxHaven 国子会社(特定外国子会社)内に留保されている所得は、本国 TaxHaven 対策税制により本国親会社の所得と合算され課税される。以下の 考察では TaxHaven 国子会社は所得を即座に本国送金すると仮定している。 Hines-Rice [1994] を参照。
- 16 本国政府は海外子会社の国外所得について正確に把握できるものとし、不確実性あるいは情報の非対称性の問題は一切捨象する。
- 17 外国税額控除制度以外にも、国際的二重課税の調整方法として、外国所得控除制度(Foreign-Tax-Deduction)ならびに国外所得免税方式(Exemption-System)がある。本稿とは異なった角度から、即ち内部留保の機会費用を基準に、それぞれの制度における資本コストを導出した分析としてAlworth [1988] がある。なお、いづれの制度が望ましい二重課税回避制度であるかについては、依然議論の分かれる所である。例えば、Hamada [1996]、Janeba [1995] は外国税額控除制度を、また Bond-Samuelson [1989] は外国所得控除制度の優越性を主張している。わが国外国税額控除制度については本稿4章で概観する。
- 18 本国は高税率国に対して、Excess Credit-Position に、また低税率国に対して ExcessLimitation-Position にあると言う。 AltshulerFulghieri [1994] 参照。
- 19 株式収益は、配当所得とキャピタルゲインからなり  $\rho V_i = D_i^w + \dot{V}_i$ で表される。この式を積分すると (9) 式が得られる。なお  $\rho$  は債券収益率とする。現実には、株主は配当課税ならびにキャピタルゲイン課税の負担を強いられる

が簡単化のために、これらの税は省略した。

- 20 横断性条件として $\lim_{S\to\infty}q_sX_Se^{-\rho(s-t)}=0$  および $\lim_{S\to\infty}\lambda_s\hat{X}_Se^{-\rho(s-t)}=0$  の成立を仮定する。
- 21 海外子会社が限界的な投資を自己資金によっては調達できない未成熟企業であれば、子会社の資本コストも本国税制から独立ではなくなる。
- 22 本国株主が、外国税額の調整過程を経た後に受け取る低税率国からの配当所得は(1-u\*)D1であるが、本国税率は前述したように一括課税の性質を持ち限界的な投資水準には影響を及ぼさない。
- 23 Leechor-Mintz [1993] が示した様に、本国及び外国の課税所得が一致しなければ限界的な投資は本国法事税の影響を受ける。
- 24 海外で事業を行う際に、支店の形態を取るか子会社の形態を取るかによって、海外所得に対する本国法人税制上の取り扱いが異なってくる。支店で発生した海外所得は、発生時に本国の本店所得と合算されて本国法人税の対象となるが、子会社の海外所得は、本国親会社に送金されるまで、本国法人税納税を遅延(Deferral)することができる。これは、子会社と本国親会社が別法人である点を配慮した政策であるとされる。前出宮武[1993] Deferral 制度と外国税額控除制度とを併用する国は多いが、その他の組み合わせ(Deferral制度と外国所得控除制度との併用)を採用している国もある。Alworth [1988] 参昭
- 25 海外子会社が限界的な1円を再投資するか、あるいは、本国法人税節税のために一端 Tax-Haven 国に投資するかの意思決定を迫られるようなケ-スを想定した時、海外子会社の限界的な投資決定は、本国、高税率国および Tax-Haven 国の全ての税制から影響を受けると予想される。このような状況を二国モデルの枠組みに依存する Hartman-Result の観点から説明するのは必ずしも容易ではない。
- 26 個人所得については、外国所得税を、まず日本の所得税から税額控除し、控除しきれない税額は、個人住民税から控除する。法人所得については、外国法人税を日本の法人税から税額控除し、さらに控除の必要な場合には法人住民税から税額控除する。但し、外国税額控除にはいずれも次のような制約がある。まず第一に、50%以上の外国法人税については、50%を越える率に対応する部分は除外する。第二に、利子収入を課税標準として課される外国法人税については三事業年度の平均所得率が10%以下の場合には10%を越える部分、当該所得率が10%超20%以下の場合には15%を越える部分を除外する。当該所得率が20%を越える場合には制限がない。宮武[1993]参照
- 27 みなし外国税額控除制度は、主に開発途上国で経済活動を行う本国法人を対象に、実際には支払っていない外国法人税ならびに外国所得税を、支払ったものと「みなして」本国に於いて外国税額控除させる制度である。みなし外国税額控除制度の主日的は、開発途上国への経済的援助であり、国際的二重

課税の排除ではない。なお現在日本が租税条約を通じて、みなし外国税額控除を認めている国々は15ヶ国にのぼる。

- 28 例えば、1円の国外配当所得に対して認められる間接税額控除額は $\frac{u^H}{1-u^H}$ 円である。
- 29 本稿では専ら国外所得間の Cross-crediting を念頭に置いているが、時間を 通じた控除限度額の流用 (Foreign tax credit carryforwards) も外国税 額控除制度の内包する問題点として指摘される。詳しくは Altshuler-Fughieri [1994]
- 30 彼此流用対策として、日本では平成4年4月1日より非課税国源泉の所得はその3分の1のみを、国外所得に算入するようにしている。この結果、非課税国への投資により創設される控除余裕枠の規模も縮小した。もっとも、この様な対策は、控除余裕枠送出のインセンティブを根絶しているわけではない。他方、米国では、一括控除方式を基本的には認めるものの、所得別項目別バスケットの数を増やして彼此流用問題に対応している。これによって米国の外国税額控除制度は所得項目別限度方式の色合いを一層強めたと言われている。今西「1994」およびAult-Bradford「1990」
- 31 外国間接控除税額を本稿のように、Gross-upして求めることのできる背景には、両外国が共に法人税制として Classical-system を採用していることが仮定されている。法人税制に Imputation あるいは Two-rate-system が採用されている場合には、異なった定式化が必要となる。 Alworth [1988]、Altshler-Newlon [1993] 参照。なおこの様な議論の前提となる法人税および個人所得税の統合について考察している研究としては Hawkins [1995] ならびに Hubbard [1993]
- 32 高税率国で納めた外国税額を全額、控除余裕枠から控除した場合には本国法 人税額は0となる。
- 33 詳細については Leechor-Mintz [1993] を参照。本稿では、Repatriation-Tax に「本国送還税」の邦訳をあてた。
- 34 各国に於ける課税所得の相違は Hartman-Result の成立を妨げる一大要因と言える。この点については Hines [1988] [1991] および Leechor Mintz [1993] が詳しい。
- 35 今西 [1994] pp138-142 参照。
- 36 1986年の super-royality 条項の追加以来,米国移転価格税制の主要な関心は,市場価格(独立企業間価格)を発見することが困難な無体財産の取り扱いに移っている。なお米国に倣って,わが国でも1988年に移転価格税制が導入されている。制度の変遷を含めた移転価格税制に関する議論については,中里「1994」および中村「1995」を参照。
- 37 居住地ベース法人税においては、法人税は最終的な納税者(株主)に帰属させられる。この場合源泉地課税は廃止され法人税は個人所得税の前取り的な

性格を持つことになる。法人税と個人所得税が完全に統合されている場合には、居住地ベース法人税は pass-through-integration となる。なお、源泉地課税が引き続き行われる時には、Giovannini-Hines [1991] が提案するように、各国税務当局は、Clearing-housesystem を通じて、相互に外国法人税あるいは所得税の超過課税額を移転することが要請される。この方式に従えば、本国投資家の課税前の資本収益率が、全世界的に均等化し居住地主義が実現される。

- 38 インフレ率が各国で極端に異なる場合には、各国の実質的な減価償却率に格差が生じ Hartman-Result の成立は難しくなる。
- 39 Hartman-Result は、「資本輸入の中立性」を、したがって源泉地主義の成立を意味している。
- 40 Keen [1993] は開放経済における法人税の問題点を含む国際課税制度の問題点を整理し、各国間の、租税制度ならびに租税政策協調の必要性を主張している。